

公害防止管理者、公害防止統括者の選任等の届出

各種届出は市町村長に届け出なければならない。

届出様式については別紙の各様式を用い、2部（正本・写し 各1部）作成し提出する。

・ 公害防止管理者（代理者）選任、死亡・解任届出書届

下記4項目の施設のみがある工場を設置している者は、選任、死亡・解任した日から30日以内に。

（1か2の施設がある場合、騒音・振動関係公害防止管理者の有資格者から選任。）

1. 騒音発生施設

2. 振動発生施設

3. 騒音に係る特定施設（和歌山県公害防止条例に基づく）

4. 振動に係る特定施設（和歌山県公害防止条例に基づく）

・ 公害防止統括者（代理者）選任、死亡・解任届出書届

騒音発生施設又は振動発生施設のみがある工場で、常時従業員数が21人以上のものを設置している者は、

選任、死亡・解任した日から30日以内に。

・ 承継届

特定工場の公害防止管理者又は公害防止統括者を届出した者の地位を承継した日から遅滞なく。

罰則

選任しないといけないのに、選任しなかった場合は罰金。

・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・・・ 50万円以下。

騒音発生施設、振動発生施設、特定施設

騒音発生施設

（1） 機械プレス（呼び加圧能力が980kN（100t）以上。）

（2） 鍛造機（落下部分のハンマーの重量が1t以上。）

振動発生施設

（1） 液圧プレス（矯正プレスを除き、加圧能力が2,941kN（300t）以上。）

（2） 機械プレス（呼び加圧能力が980kN（100t）以上。）

（3） 鍛造機（落下部分のハンマーの重量が1t以上。）

騒音に係る特定施設

※ 特定施設（和歌山県公害防止条例に基づくもの）の項目参照

振動に係る特定施設

※ 特定施設（和歌山県公害防止条例に基づくもの）の項目参照

規制区域

1 特定工場（騒音発生施設又は振動発生施設のみを設置）

規制地域は用途地域。

2 工場等（和歌山県公害防止条例に基づく騒音又は振動に係る特定施設のみを設置）

規制地域は市内全域。